

## 12-3 消防の広域再編に伴う国からの財政的な支援および、市町村の消防を維持していくための財政運営

市町村の消防の広域化への取組みを支援するために、総務省消防庁は2007年度から「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な支援措置を講じることとしています。

総務省消防庁が示している市町村に対する財政支援措置は、次のとおりです。

### (1) 広域消防運営計画の作成経費

- \* **一圏域当たり500万円の特別交付税措置**を講ずる(都道府県の推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに基づくものに限る。)

### (2) 市町村の消防の広域化に伴い必要となる経費(消防広域化臨時経費)

- \* 市町村の消防の広域化に伴い**臨時に増加する行政に要する経費の一般財源所要額の1/2**について所要の**特別交付税措置**を講ずる(都道府県の推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに基づくものに限る。)
  - ア 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備の整備に要する経費
  - イ 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
  - ウ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
  - エ その他広域化整備に要する経費

### (3) 消防署所等の整備

#### ① 消防広域化事業[一般事業(一般分)]

ア 市町村の消防の広域化(都道府県の推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに基づき**2012年度までに行われるものに限る。**)に伴い、消防力の整備指針(2003年消防庁告示第1号)に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署若しくは出張所又は指令センターの整備事業であって、当該広域化後5年以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

- ・一般単独事業債 充当率90%
- ・交付税措置 元利償還金の30%(交付税措置率 27%)

イ 市町村の消防の広域化(都道府県の推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに基づくものに限る。)に伴う消防庁舎の整備(アに係る事業を除く。)に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。

- ・一般単独事業債 充当率90%[通常充当率:市町村75%(指定都市70%)]

#### ② 消防広域化対策事業(防災基盤整備事業)

市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。

- ・防災対策事業債 充当率75%
- ・交付税措置 元利償還金の30%(交付税措置率 22.5%)

### (4) 消防通信・指令施設の整備

- \* 消防防災施設整備事業(防災基盤整備事業(特に推進すべき事業))

消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。

- ・ 防災対策事業債 充当率90%
- ・ 交付税措置 元利償還金の50%（交付税措置率 45%）

(5) その他

\* 国庫補助金の優先配分

市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の優先採択を行う。

以上のように、広域再編にあたっての財政措置は、①消防防災施設等整備補助金の優先採択や②防災対策事業債（防災基盤整備事業）の交付税措置などであり、再編時における臨時的・一時的な経費増への財源措置や借金返済の一部に関して「国が面倒をみてあげますよ」としていますが、5年以内に再編しなければ、再編に伴う財政支援措置は打ち切りになるというものです。また、近年の国家財政の状況をみる限り、地方交付税の総枠が抑制され、地方交付税額を決定する元になる基準財政需要額の算定に用いられる様々な補正係数の見直しによって、今以上に減額になる可能性もあります。

つまり「目の前のアメは溶けてなくなるゾ」、加えて「再編しない自治体は補助金も後回し、交付金が減るかも？」といった漠然とした不安感が煽られているのです。将来にわたっての財源の補償はなく、再編後の消防行政に掛かる費用は、構成する市町村がそれぞれ負担しあうことになり、今の一部事務組合方式の運営とあまり変わらず、再編による財政的なメリットは薄いといえるのではないのでしょうか。